

くみあいニュース

2005年8月26日

島根大学職員組合広報部 内線 2198,ダイアルイン 32-6407 E-mail union-s@sula0043.soc.shimane-u.ac.jp WWW http://sula0043.soc.shimane-u.ac.jp/kumiai/kumiai.html

人事院勧告が行われる.

今年度は,例年の通りの方針で勧告が行われたが,マイナス勧告. 「地域給」導入は来年以降.

今年度の勧告の主な内容

- ・基本給は,0.3%マイナス
- ・ボーナスは,0.05ヶ月プラス
- ・扶養手当は一律500円マイナス

平均的に年間8000円程度マイナス

扶養人数の多い所帯は打撃

独身者は微増

退職金は基本給から決められるので打撃が大きい

来年以降の給与構造の見直しの主な内容

基本給平均4.8%マイナス

俸給表のフラット化(俸給表の下位にあるほどマイナスが低く,上位では最大7%マイナス)

地域手当ての新設(島根には関係ない)

号棒の細分化・勤務成績に基づく昇給制度の導入

5年間で完成

退職金については触れられていないので、基本給マイナスに対応して大幅マイナスとなる、

人事院勧告の主な内容は,前述の通りである.争議権のない国家公務員に対してこのような 大幅のマイナスの給与構造の見直しを勧告するとは,常軌を逸しているとしか思えない.これ に伴い,地域間格差はますます広がるだろう.地域切り捨て政策・少子化加速政策と言われて も仕方ないであろう.

さて,島根大学はこの人事院のマイナス勧告に準拠して給与体系を変更するのだろうか?給 与のマイナスは,不利益変更となり,よほどの合理性・必要性がないと認められない.しかも, 今年度の運営交付金は確定しているので,マイナス変更する根拠も合理性もない.来年度に対 しても,人事院勧告で主な理由にした地域間官民格差の官有利は,島根大学には存在せず,む しろその理由を主張するならば,逆に大幅な給与増を行う必要がある.もともと国立大学法人 と化した島根大学は,人事院勧告に対して準拠する必要はないので,不利益変更に対しては, 公務員にない争議権を行使してでも阻止しなければならない.

実際には,この人事院勧告は国会による承認後,実行される.

組合としては,まず,**学長に会見を求め,**今回の人事院勧告に対する方針を聞いた後, 適切に判断して行動します.

願わくは,それでこの件が一件落着することを望みます.

全大教新聞に今年度の俸給表と来年度以降の俸給表が掲載されています.

自分の俸給と比べてください.

行政職 (一) は , 現島根大学とほぼ同じでしょう . 来年以降は , 1・2 級 , 4・5 級が統合され , 11 級が新たにできます .

教育職(一)は,4級までしかありません.国立大学法人になったときに,1級が削除されました.したがって,現島根大学の2級が,1級になり,5級が4級ということになります. 来年以降は,5級が新たにできます.